



農地法第3条について

(農地の売買・贈与・貸借等の許可)

農地の売買・贈与・賃貸借・使用貸借など、権利を移転又は設定するには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けずにした法律行為(売買・贈与・賃借権・使用貸借権等)は無効となりますのでご注意ください。

詳しくは、農業委員会事務局(市役所2階)までお問い合わせください。

農地となる土地は...

「耕作の目的に供される土地」と定義されており、主に登記地目が「田」「畑」又は現況が耕作されている土地です。



農地を耕作目的以外で使用したい場合は「転用申請」が必要になります。
転用申請できない土地もありますのでご相談ください。

主な許可基準 (個人の場合)

※次の条件をすべて満たす人

(下記の1~5以外の基準もありますが、主なものを挙げました)

1. 農業に常時従事できる人

農地に出て農作業をしている日数 = およそ **年間150日以上**

※公務員や会社員は難しいと思われます。

~~2. 農地の面積 (下限面積要件)~~

現在所有している又は借りている農地

~~(同居の親族又は別居の2親等内親族の農地を営農している場合も含みます) とこれから取得する農地の面積が足して~~

~~**50a (5,000㎡ = 約1.512坪) 以上であること。**~~

R5年4月から撤廃されました!

3. 現在経営農地に遊休地がないこと

農地を売ったり貸したりする目的が保有目的

(土地を保有するだけで耕作しない) 投機目的 (転売・転用等)

でないこと。

標準処理期間

申請書類提出日：1日～15日まで→翌月初めまでに処理

申請書類提出日：16日～31日まで→翌々月初めまでに処理

許可事務の流れ

相談から許可書交付までの流れは以下の通りです。

1. 申請についての相談



名護市農業委員会事務局(市役所2階)までお越しいただくか電話をお願いします。
(特に申請締め切りの15日までは混み合うことがありますので事前にお電話でご予約をお願いします。) 電話：0980-43-9010

2. 申請書の記入



申請書は名護市農業委員会事務局(市役所2階)でお渡しできる他、名護市のホームページからダウンロードできます。
記入に当たっては記入例を参照してください。

3. 必要書類の入手



別添の必要書類一覧をご覧ください。
申請内容によって必要な添付書類が異なりますので、詳しくは名護市農業委員会事務局までお問い合わせください。

4. 申請書類提出前の再確認



申請書類に不備があると、許可までに時間がかかったり、不許可になったりすることがあります。
申請書類提出前にもう一度、申請書の記入例や必要書類一覧をご確認ください。

5. 申請書類の提出



書類締切日：毎月15日(15日が休日等の場合は翌日以降の平日)
名護市農業委員会事務局へ提出をお願いします。
(郵送での受付は原則行っておりません。)

6. 申請内容の審査



書類審査と現地調査
申請内容が上記の許可基準に適合するか否かを審査し、下記のような場合は申請を取り下げてください。
・許可基準に適合しないとき
・申請地が権利設定されており、耕作者との合意解約がなされていないとき

7. 総会



月末に各地区の農業委員が集まる総会を開催し、許可可否かを決定します。

8. 許可書交付



総会可否決が決定後、随時ご案内致します。
許可書(不許可の場合不許可書)をご案内後事務局まで取りに来て下さい。